

京都府最低賃金については現行どおり (時間額 909 円)

—京都府最低賃金審議会が答申—

令和2年8月7日、京都府最低賃金審議会（会長 佐藤卓利立命館大学経済学部教授）は、京都府最低賃金（時間額 909 円）を現行どおりとして京都労働局長（金刺義行）に答申しました。

京都府最低賃金は、昨年まで4年連続の大幅な引上げが続いていましたが、本年同様引き上げのなかった平成15年以来、17年ぶりに引き上げ額0円となりました。

なお、答申には、来年度以降の審議においては、新型コロナウイルス感染症等による様々な影響を踏まえながら、最低賃金のさらなる引き上げを目指すことが社会的に求められていることを踏まえて、公労使は引き続き誠実に議論を行う等の附帯決議が盛り込まれています。



佐藤会長

金刺局長

京賃審発第15号
令和2年8月7日

京都労働局長
金刺 義行 殿

京都地方最低賃金審議会
会長 佐藤 卓利



令和2年度 京都府最低賃金の改正決定について（答申）

当審議会は、令和2年6月29日、京都地方最低賃金審議会において付託された令和2年度 京都府最低賃金の改正決定について、新型コロナウイルス感染症拡大による現下の経済・雇用・労働者の生活の影響、中小企業・小規模事業者がおかれている厳しい状況、今後の感染症の不透明さ、こうした中でも雇用の維持が最優先であること等を踏まえ、慎重に審議を重ねた結果、京都府最低賃金を現行どおりとする結論に達したので答申する。

なお、感染症の影響下の厳しい中であっても、賃金引き上げが可能な企業は、賃上げに前向きに取り組むことを通じ、消費の拡大から経済の好循環を継続・拡大させることや非正規労働者等の処遇改善に応じていくことは当然であるが、他方、感染症により経営状態が急激に悪化した企業が少なからず生じ、国の支援策も活用しながら、労働者に休業させる等により雇用維持の努力をしている状況において、最低賃金引き上げが雇用調整の契機とされることは避ける必要がある。

来年度以降の審議においては、新型コロナウイルス感染症等による様々な影響を踏まえながら、経済の好循環継続の鍵となる賃上げに向け、当審議会としては京都府の企業全体の生産性の底上げ等により賃上げしやすい環境整備に不断に取り組みつつ、最低賃金についてはさらなる引き上げを目指すことが社会的に求められていることを踏まえ、公労使は引き続き誠実に議論を行っていく。

以上、雇用の維持と事業継続、労働者の生活・くらしを守ることを最優先課題として官民、労使を挙げて引き続き尽力していくことが重要である。